

軽自動車税(種別割)および自動車税(種別割)の減免が受けられます!

身体障害者手帳などをお持ちの方が軽自動車または自動車を所有している場合は、申請をすると軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

減免の対象となる障がい

障がいの区分	障害等級	
	障がい者ご本人が運転する場合	障がい者ご本人以外の方が運転する場合
視覚障害	1級、2級、3級、4級	
聴覚障害	2級、3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—
上肢不自由	1級、2級	
下肢不自由	1級、2級、3級、4級、5級、6級	1級、2級、3級
体幹不自由	1級、2級、3級、5級	1級、2級、3級
心臓機能障害、 じん臓機能障害、 呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸の機能障害、 小腸の機能障害	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級、3級	
乳幼児期以前の 非進行性脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級

- ・知的障害者手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示される重度の障がい。
- ・精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障がい。
- ・戦傷病者の方についてはお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)の減免申請手続きについて

令和7年度から新たに減免の適用を受けようとする方

- 【提出書類】 減免申請書(様式は税務課窓口にあります)
- 【持参するもの】 ・障害者手帳など ・車検証 ・運転する方の運転免許証
・減免を希望する車両の納税通知書 ・マイナンバーカードまたは通知カード等

【申請期限】 **6月2日(月)**(納期限日まで)

- 【減免基準】 次のいずれかに該当し、もっぱら通学・通院もしくは仕事のために使用する車のうち1台。
- 身体または精神等に障がいのある方の所有する軽自動車
 - 精神に障がいのある方、または身体に障がいがある18歳未満の方と生計をともにする方が所有し、運転する軽自動車
- ※受けられる減免は、軽自動車と普通自動車のいずれか1台です。

昨年度から継続して減免の適用を受けようとする場合

昨年度に軽自動車税(種別割)の減免を受けている方は、軽自動車の所有状況や障害者手帳の等級などを調査し、引き続き減免の対象となる場合は決定通知書を送付いたします。申請手続きは不要となります。

申請・問い合わせ先

軽自動車税(種別割)に関すること……………税務課住民税係 (32) 3126
自動車税(種別割)に関すること……………長野県東信県税事務所 0267(63) 3135



戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります

① 2025年5月26日以降

本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが通知されます

通知されたフリガナをまず確認!
誤っている場合は届出をしてください。
また、マイナポータルでオンライン届出ができます。

戸籍に記載されるフリガナの通知書

届出をしなくても、令和8年5月26日以降にこの通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

本籍: ○○県○○市○○12345番

【氏名のフリガナ】

氏名	法務
フリガナ	ホウム
氏名のフリガナ	法務 太郎 様のみ

【名のフリガナ】

① 名	太郎
フリガナ	タロウ
② 名	京子
フリガナ	キョウコ
③ 名	正
フリガナ	タダシ
④ 名	ゆり
フリガナ	ユリ

①~④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

② 2026年5月26日以降

通知されたフリガナが戸籍に記載されます

通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。



正しい場合は、届出をしなくても、通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ!

戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」

❗ 詐欺にご注意ください

フリガナの届出に手数料は一切かかりません。
また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

戸籍のフリガナ制度について、詳しくは法務省HPをご参照ください。



問い合わせ先

法務省民事局民事第一課03(3580)4111(代表) / 町民課住民係(32)3114

御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金

令和7年度の採択事業を紹介します

「御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金」は、公共的な活動を行っている団体の皆さまが自ら創意工夫して企画したまちづくり事業に対し、ふるさと納税を原資として応援する制度です。
令和7年度は以下の2事業が採択されました。

団体名	事業名	事業内容
パクツと愛	地域で見守るこどもカフェ	・子どもたちを対象とした無料の食事会の開催。 ・誰でも集まれる居場所の提供をおこない、地域のつながりを深める。
一般社団法人 軽井沢青年会議所	第3回ふれあい市	・第3回ふれあい市の開催。 ・異なる世代や背景を持つ人々が集まることによる、地域交流や活性化を目指す。

問い合わせ先 政策推進課政策推進係(32)3111